

●香川県告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年8月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成28年6月1日	そうごう薬局 さぬき豊中店	三豊市豊中町下高野1090番地
平成29年9月1日	そうごう薬局 さぬき詫間店	三豊市詫間町詫間1298番地3
平成30年6月1日	ハッピー薬局 こぐま店	さぬき市志度カシキ4450番地6
平成30年6月1日	辻上薬局 原田店	丸亀市原田町西三分1632番地1
平成30年7月1日	クオール薬局 飯山町店	丸亀市飯山町川原1088番地5
平成30年7月1日	クオール薬局 三木平木店	木田郡三木町平木7番地1
平成30年7月1日	クオール薬局 三木学園通り店	木田郡三木町鹿伏374番地1